

### 第3回 原子力と法研究会 電力自由化と今後の原子力事業の課題

原子力と法研究会 座長 豊永晋輔  
(弁護士・桐蔭横浜大学法科大学院客員教授)

#### 1 有識者による説明

有識者より、電力自由化と今後の原子力事業の課題について説明がなされた。

まず、原子力発電事業は、巨額の初期投資を長期に回収するリスクの高い事業であるが、戦前から続く地域独占・総括原価制度を前提に、民間の電力会社が引き受けてきたという歴史的経緯がある。高度成長期における電力需要の急増や、オイルショックに伴う石油代替電源の必要性、地球温暖化対策等にも、原子力発電の建設をもって対応することができた。

東日本大震災後、地域独占・総括原価制度が撤廃されることとなったが、原子力発電事業をこの事業環境の下でも民間事業者が続けていくためには、必要な措置を講じていく必要がある。

また、我が国のエネルギー問題に対する感度は低いと言わざるを得ない。たとえば、ウクライナのガス供給途絶の問題などは、エネルギー安全保障の重要性を示唆しており、我が国もエネルギー教育に力を入れていくべきである。

さらに、原子力関係者の旧態依然とした体制（いわゆる原子カムラ）、「安全神話」からの脱却は道半ばであり、原子カムラの外の経営者層による積極的な関与と、それによる自主的安全性向上が必要である。他方で、失敗を許さないという文化の下では、規制と推進の好循環を達成するには困難を伴う。

#### 2 質疑応答等

有識者による説明に基づく質疑応答等は以下のとおりである。

第1に、他の国を見ると、電力自由化後は、これまでも増して、原子力発電と他の発電との間の価格競争が進んでいる。実際、アメリカの電力自由化州<sup>1</sup>では、いわゆるシェール革命後のガス価格の下落に伴い、原子力発電は、発電コストの面で不利な立場にあるといわれる。電力自由化によりすべての問題が解決するというのは幻想であり、トレードオフの関係に配慮する必要がある。

第2に、エネルギーミックスとの関係で、現状の原子力発電の比率では、2030年に二酸化炭素26%削減の目標を達成できないのではないかという疑問が残る。原子炉のリプレイス等の対策を真剣に議論しなければならない可能性がある。

---

<sup>1</sup> 米国の電力市場制度は、州ごとに異なっており、電力自由化がなされた州(自由化州)と電力自由化がなされていない州(規制州)がある。

第3に、原子力事業を担う主たる主体について、民間が行うか、政府が行うかという点は、国によって異なる。フランス、ロシア、中国、インドなどは政府が主体であるのに対して、日本、アメリカなどは民間主体である。これは、原子力発電の特性からアприオリに定まるものではない。フランスなどを見ると、文化として、政府中心主義的な考え方があるように見える。すなわち、政治的に集権的か否かと関係があるのかもしれない。

### 3 今後の課題

各発電方法の発電コストの重要性が改めて認識された。ただ、発電コスト計算や外部不経済の計算には様々な手法があり、PRAによるリスク計算の考え方や、リスクに対する法的な捉え方について今後検討したい。

以上